

遺言や相続、申請書類など「書類」に関する相談なら

お任せください、行政書士に!

相続・遺言書、各種契約、法人設立、事実証明、許認可手続など、
多彩な書類作成や代理業務に、行政書士がお役に立ちます。

※詳しくは裏面をご覧ください。



令和3年度

「行政書士制度広報月間」 無料相談会



川西会場

10月2日(土)

午前10:00～午後4:00
※受付は終了時間の30分前まで

モザイクボックス
B1 カスケードガーデン

(阪急・能勢電鉄「川西能勢口」駅徒歩2分)

お申込方法 事前のお申込は不要です。直接会場にお越しください。

ご相談内容 遺言、相続、契約、起業、許認可、補助金等



新型コロナウイルス感染症対策実施

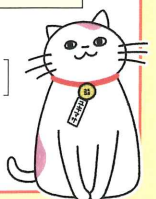
参加特典

無料相談会に参加いただいた方に
オリジナルコットンバッグ
を差し上げます。(先着順・数量限定)

会場ご案内



川西市栄町11番1号
[阪急宝塚線・能勢電鉄「川西能勢口」駅徒歩2分(デッキ直結)]
[JR宝塚線「川西池田」駅徒歩5分]



※会場では、「ソーシャルディスタンス確保」「マスク着用」「手指消毒」等の感染症対策を実施します。

お問合せは - 兵庫県行政書士会阪神支部

TEL 06-6426-5123

FAX 06-6426-5125

〒661-0025 尼崎市立花町3丁目29-12-101

行政書士に依頼する
(検索システムでサーチ)

www.gyosei.or.jp/search/

[日本行政書士会連合会 会員・法人検索システム]

「あなたの街の法律家」
兵庫県行政書士会 阪神支部
Facebook ページを検索して
「いいね!」をおしてファンになってください

<https://www.facebook.com/gyoseisyoshi.hyogo.hanshin>





市民の皆さまへ

行政書士は、法律を専門とする国家資格者の中でも、特に幅広い業務をこなし皆さまの暮らしに密着した法務サービスを提供しています。官公署に提出する書類だけでなく、法律上の権利に関わる書類や事実を証明する書類を作成し、相談にもお応えしております。行政書士のシンボルで、徽章のデザインにもなっているコスモスの花言葉は「まごころ」。私ども行政書士は、皆さまの暮らしの中で起こる様々な法律上の「困りごと」の解決を、まごころと誠意を持ってお手伝いします。

遺言書を作りたい

遺言書には、本人が自ら手書きで作成する「自筆証書遺言」と公証人が作成する「**公証証書遺言**」、遺言内容を秘密にする「秘密証書遺言」があります。遺言書には**法律で決められた効力**があり、遺留分侵害額請求権など相続人の権利にも配慮して作成すべき場合があります。行政書士は、依頼に基づき、公正証書遺言の原案作成、証人の就任等によって遺言者の支援を行います。

おひとり様で老後が心配

財産のこと、暮らしのこと、健康のこと、気がかりなことはたくさんあるけれど、**誰に相談してよいかわからない**、という方も多いのではないのでしょうか。自分自身で財産管理や様々な手続等が難しくなったときの備えとして、**任意後見契約**があります。行政書士は、相談に基づいて、任意後見契約に関する書類作成等により、「おひとりさま」の老後の安心のため、お手伝いをいたします。

相続について知りたい

財産相続では、遺言書が無いときは、原則として相続人全員が書類により合意した文書に基づき、手続が進められます。行政書士は、依頼に基づき、**遺産分割協議書**・財産目録・相続関係説明図といった必要書類を作成し、またそのために必要となる様々な調査も行います。（不動産登記関係書類、税務関係書類、法的紛争が発生している場合の書類を除きます）

クーリングオフをしたい

売買契約等でクーリングオフの定めがある場合、**内容証明郵便**によってクーリングオフを行い、契約を解除することができます。内容証明は、差出人と日付を明示した文書を作成し、郵便局に謄本を保管することで、相手にどのような内容の文書が差し出されたかを証明する書類です。行政書士は依頼に基づき、法的効力のある内容証明の文書を作成します。

会社経営者・個人事業主の皆さまへ



行政書士は、企業を運営していく上で必須となる書類（契約書や議事録等）や許認可に関する書類（許可申請書や変更届等）を作成する専門家です。また、書類を官公署（市区町村や都道府県、警察署、各中央省庁等）に提出する手続について代理することができます。さらに、近年では、知的財産権に関する相談業務や補助金等の中小企業支援制度の申請サポートなど、中小企業のコンサルタントとして活躍する行政書士も増えています。経営者と行政をつなぐパイプ役として、行政書士の業務分野は、日々拡大を続けています。

会社を立ち上げたい

行政書士は、株式会社、NPO法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、組合等といった**法人の設立手続**とその代理（登記申請手続きを除く）を行います。また、電子定款の作成代理業務ができる行政書士に定款作成を依頼すれば、定款の印紙代が不要となるなど、費用面でも様々なメリットが生まれます。なお、法人の中には、NPO法人や医療法人等、設立前に市町村や都道府県の認証・認可手続が必要となるものや、外国会社のように領事認証や在留資格認定申請が必要となるものがあります。行政書士は、そのような申請手続はもちろん、設立後の各種変更手続についても、総合的にサポートします。

補助金制度を活用したい

国や地方自治体には、中小企業・小規模事業者向けの各種補助金制度が用意されています。近年、これら補助金制度に関するアドバイザーとしての役割を担う行政書士も増えており、**発展や持続化を目指す中小企業・小規模事業者のサポート**を行っています。

許可申請をお願いしたい

企業の事業内容によっては、都道府県や市町村等、**行政の許可や認可が必要**な場合があります。許認可の種類には、次のようなものがあります。

- | | | |
|-----------------------------|--------------|----------------|
| 〔廃棄物に関する許認可〕 | 〔不動産に関する許認可〕 | 〔リサイクルに関する許認可〕 |
| ● 産業廃棄物処分業・収集運搬業許可 | ● 宅地建物取引業免許 | ● 古物営業許可 |
| ● 一般廃棄物処分業・収集運搬業許可 | ● 建築士事務所登録 | ● 金属くず商許可 など |
| ● 自動車リサイクル法に基づく解体業・破砕業許可 など | ● 解体工事業登録 など | |
- ※これらは、数ある許認可のうちの一部に過ぎません。行政書士が扱うことのできる許認可に関する書類は、1万種類を超えているとされています。官公署に提出する申請書類の作成を業として行うのは行政書士だけです。

契約書を作してほしい

会社を運営していると、様々な取引を行う場面があります。その際、多くの場合に契約書を取り交わす必要があります。行政書士は、これら契約書の作成を行い、将来発生しうる**法的なトラブルの予防**のためのサポートを行います。

